江戸川区フットサル協会規約

第１章　総　則

第１条　本協会は、江戸川区フットサル協会（以下本協会）と称する

第２条　本協会は、事務局を江戸川区内に置く

第２章　目的及び事業

第３条　本協会は江戸川区に於いてフットサルの普及・拡大・発展を図るとともに、フットサル競技及び生涯スポーツの代表団体として、江戸川区民の体躯・体力の向上、青少年の健全な育成そして健康・寿命の増進、地域社会の発展・育成の為に関与、寄与する事を目的にする。

第４条　本協会は、前条の目的達成の方法として次の事業を行う。

ア）フットサルの普及指導、振興を図ること

イ）フットサルの技術、戦術の向上を図ること

ウ）フットサル試合の実施

エ）江戸川区体育会と交流・連絡・提携を図る

オ）その他本協会の目的達成に必要とされる事業全般

第３章　組　織

第５条　本協会は江戸川区内在住・在勤のフットサル愛好者及び、協会の目的に協力、寄与する個人もしくは団体で組織する。

第４章　加盟及び脱退

第６条　前条の会員は常任理事会の承認を得て加盟するものとする。

第７条　会員は本規約を遵守しなければならない。

第８条　会員が本協会を脱退する場合、常任理事会の承認を経るものとする。会員が第７条の規定に違反し、また本協会の目的に違反する行為があった場合には、常任理事会の議決により脱退させる事が出来る。

第５章　役員

第９条　本協会に下記の役員を置く。

ａ.会長１名　ｂ.副会長　若干名　ｃ.理事長１名　ｄ.副理事長　若干名　ｅ.専務理事１名.
ｆ．会計１名　ｇ．事務局１名　ｈ．常任理事　若干名　ｉ．理事　若干名　ｊ．顧問　若干名
ｊ．監査　２名

第10条　会長及び副会長は、理事会にて推挙し、総会の承認を得ること。

理事長、副理事長及び専務理事においても理事会にて推挙し、総会の承認を得ること。

会長は本協会を代表し会の運営、全般を統括する。また副会長は、会長を補佐し会長に何らかの支障があれば会長の地位を代行する。

会長、副会長が不在、もしくは会長が指名した場合は、理事長が代行する。

第11条　会計、事務局、会計監査、常任理事は理事の互選とする。

会計は、本協会の経理を掌握する。

事務局長は、本協会の庶務を統括する。

常任理事は常任理事会を構成し協会の運営を処理する。

第12条　幹事は、各団体の責任者とし、協会の運営に当たる。

第13条　役員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。
補欠役員の任期は、前任者の残留期間とする。

第６章　会議

第14条　本協会の会議は、常任理事会及び理事会とする。

１．常任理事会
会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、会計、事務局長、常任理事をもって構成する。
会長が必要に応じて構成員を招集し、自らが議長を務める。
下記事項を付議する。
①　事業計画に関すること
②　予算、決算に関すること
③　理事会に付議する事項
④　会員の加盟、脱退に関すること
⑤　その他、本協会の運営、執行上必要な事項
⑥　常任理事は、緊急の場合は理事会の議決を代行する事が出来る

２．理事会
理事会は、第９条に定めた役員をもって構成する。理事会は、毎年定期及び必要に応じて会長が招集し自らが議長を務める。理事会は下記事項を付議する。
①　事業の実施に関すること
②　規約の改正に関すること
③　その他、本協会の運営、執行上必要な事項

３．会議の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。
但し、委任状を持って代えることができる。

第７章　会計

第15条　本協会の経費は、会費、参加費、加盟費その他の収入によりこれに充てる。

第16条　本協会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第17条　本協会の予算は毎会計年度開始前に、また決算は会計年度終了時に於いて会計監査担当の厳正なる監査を受け、内容の瑕疵なき事を認められた後に理事会へ収支決算報告書を提出し承認後、江戸川区体育会に報告する。

第８章　規約の変更

第18条　本規約の制定、改廃に関しては、出席者の過半数の同意を必要とする。
但し、委任状をもって代えることができる。

第９章　総会

第19条　本協会は毎年単位年度が終了した翌４月に総会を必ず開催する事とする。
対象は会員全員とし、議長は会長とし総会を統括し全員の参加を求める。過半数の参加によって

総会を成立したものとする。（委任状を含む）

総会では、活動報告書・決算報告書・活動予定・当年度の予算案を提示、議決を得るものとする。議決権は出席者の過半数によって議決させる。

第１０章　付記

第20条　本規約の施行については、細則は理事会にて決定する。

第21条　本規約は、平成１６年４月１日より効力を生じる。

細則１　慶弔金

役員、役員経験者及び加盟選手が死亡した場合、下段の金額の慶弔金を給付する。

①役員及び役員経験者：10,000 円

②加盟選手本人：5,000 円

規約改正　平成３１年(2019 年) ４月２１日〔理事長、副理事長、専務理事追加による〕

（第５章　役員）

第９条　理事長１名、副理事長 若干名、専務理事１名を追加する。

第 10 条　理事長、副理事長及び専務理事においても理事会にて推挙し、総会の承認を得ること。

会長、副会長が不在、もしくは会長が指名した場合は、理事長が代行する。

（第６章　会議）

第 14 条　１．常任理事会　理事長、副理事長、専務理事を追加する。